

契 約 書
重要事項説明書
(指定介護老人福祉施設)

利用者名： _____ 様

事 業 者： 社会福祉法人 三慶会

特別養護老人ホーム ひび喜楽園

令和8年月日

サービス利用契約書

(指定介護老人福祉施設)

[目 次]

第一章 総則	第六章 契約の終了
第1条(契約の目的)	第13条(契約の終了事由)
第2条(施設サービス計画の決定・変更)	第14条(契約者からの中途解約等)
第3条(介護保険の基準サービス)	第15条(契約者からの契約解除)
第4条(介護保険の基準外のサービス)	第16条(事業者からの契約解除)
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第17条(契約の終了に伴う援助)
第5条(サービス利用料金の支払い)	第18条(契約者の入院に係る取り扱い)
第6条(利用料金の変更)	第19条(居室の明け渡し—精算—)
第三章 事業者の義務等	第20条(身元引受人)
第7条(事業者及びサービス従事者の義務)	第21条(連帯保証人)
第8条(守秘義務等)	第22条(残置物の引取等)
第四章 契約者の義務	第23条(一時外泊)
第9条(契約者の施設利用上の注意義務等)	第七章 その他
第五章 損害賠償(事業者の義務違反)	第24条(苦情処理)
第10条(損害賠償責任)	第25条(合意管轄)
第11条(損害賠償がなされない場合)	第26条(協議事項)
第12条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)	

20111001

社会福祉法人 三慶会
特別養護老人ホーム ひび喜楽園

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人 三慶会（以下「事業者」という。）は、契約者が特別養護老人ホーム ひび喜楽園（以下「施設」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容は「施設サービス計画書」に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条(施設サービス計画の決定・変更)

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、要介護認定有効期間に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条(介護保険の基準サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条(介護保険の基準外サービス)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 契約者が使用する居室の提供及び食事の提供
 - 二 契約者が選定する特別な食事の提供
 - 三 契約者に対する理髪・美容サービス

- 四 別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理
 - 五 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
 - 六 契約者が持ち込まれる電気製品の使用
- 2 前項の他、事業者は契約者の移送に係るサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
 - 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条(サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、介護保険給付額という。)の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けません。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:サービス利用料金の自己負担額に居住費、食費を加えた額)を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)
- 3 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者に支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者は重要事項説明書に定める期日及び方法で支払うものとします。
- 6 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第6条(利用料金の変更)

- 1 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができます。
- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第7条(事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第8条(守秘義務等)

- 1 事業者、又はサービス従事者は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第17条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供できるものとします。

第四章 契約者の義務

第9条(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第10条(損害賠償責任)

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 8 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第13条(契約の終了事由)

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

六 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第14条(契約者からの中途解約等)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第 6 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 5 条第 6 項の規定は、本条に準用されます。

第15条(契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 8 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第16条(事業者からの契約解除)

事業者は、契約者またはその身元引受人ないしご家族が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 「契約者またはその身元引受人ないしご家族」が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 「契約者またはその身元引受人ないしご家族」による、第 5 条第 2 項に定めるサービス利用料金の自己負担額の支払いが請求月の末日から起算して 1 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 「契約者またはその身元引受人ないしご家族」が、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合。(又は、傷つける恐れがある場合)また、契約者が著しい不信行為等を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者が集団生活に支障となる言動、行動等が頻繁に見られた場合
- 五 契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 六 契約者が介護老人保健施設及び介護医療院に入所した場合もしくは介護療

養型医療施設に入院した場合

七 その他、事業者側と「契約者またはその身元引受人ないしご家族」の考え方の相違から利用継続が難しいと判断した場合

第17条(契約の終了に伴う援助)

本契約が終了し、契約者が施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第18条(契約者の入院に係る取り扱い)

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3か月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入居できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。また、3ヶ月以内に退院が見込まれた場合でも、契約者の心身の状況によっては入居をお断りさせていただきます。
- 2 契約者が病院又は診療所に入院した場合、契約者は重要事項説明書に定める利用料金(所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分))を事業者に支払うものとします。但し、契約者は、入院期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護に活用することに同意する場合には、所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

第19条(居室の明け渡し—精算—)

- 1 契約者は、第13条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第9条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金(重要事項説明書に定める)を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第17条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡し義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については第5条第6項を準用します。

第20条(身元引受人)

- 1 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的

な債務について、契約者と連帯してその履行の責任を負います。

- 2 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
 - 一 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること
 - 二 本契約が終了した場合に事業者と協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること
 - 三 契約者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに遺体及び残置品（居室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く）の引取りなど必要な処理を行うこと
- 3 事業者は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 4 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
- 5 事業者は、契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置品を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引くことができるものとします。
- 6 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは辞退等した場合には、新たに身元引受人を立てるようにすると共に、前身元引受人との利用料などの経済的な債務等につき、新身元引受人は契約者と連帯してその履行の責任を負うものとします。
- 7 契約者は、連帯保証人を立てる事とします。但し社会通念上、連帯保証人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。

連帯保証人は、契約者・身元引受人と共に債務等の連帯保証にあたるものとします。

第 21 条(連帯保証人)

- 1 事業者は、利用者に対して連帯保証人を定めることを請求できます。ただし、連帯保証人を定めることができないやむを得ない理由であって、事業者がそれを認める場合にはその限りではありません。
- 2 連帯保証人を定めるにあたっては、連帯保証人同士は住居および生計が別であること、加えて未成年でない者を定めることとします。
- 3 連帯保証人は身元引受人を兼ねる者とし、本契約に基づく利用者の事業者に対する責務について、事業者が必要ありと認め要請したときは、これに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。
- 4 連帯保証人は、利用者が事業者に対して負担する第5条に定める利用料金、第10条に定める損害賠償、第22条に定める残置物の処分に要する費用の支払いについて、利用者と連帯して保証するものとします。

- 5 前項の連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の限度額は金 100 万円とします。
- 6 利用者が第5条に定める利用料金の支払いを 3 カ月分以上滞納した場合は、事業者は、連帯保証人に滞納の事実を通知し、対処を求めるものとします。

第22条(残置物の引取等)

- 1 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物(高価品を除く)がある場合に備えて、その残置物の引き取り人(以下「身元引受人」という。)を定めることができます。
- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 3 契約者又は身元引受人は、前項の連絡を受けた後 3 週間以内に残置物を引き取るものとします。
但し、契約者又は身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、契約者又は身元引受人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は身元引受人に引き渡すものとします。
但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は身元引受人の負担とします。
- 5 事業者は、契約者が身元引受人を定められなかった場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第23条(一時外泊)

- 1 契約者は、事業者の同意を得た上で、別に定める期間を限度として、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の 6 日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。

第七章 その他

第24条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第25条(合意管轄)

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた際は、岡山地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第26条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

重要事項説明書

(指定介護老人福祉施設)

社会福祉法人 三慶会

当施設は介護保険の指定を受けています。
(岡山県指定 第 3370401253 号)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービス内容及び契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

〔目次〕

1. 経営法人【ページ:12】
2. ご利用施設【ページ:12】
3. 居室等の概要【ページ:23】
4. 職員の配置状況【ページ:13】
5. 当施設が提供するサービスと利用料金(契約書第3条・第4条参照)【ページ:14】
6. 事業者及びサービス従事者の義務(契約書第7条参照)【ページ:19】
7. 緊急時の対応方法について(契約書第7条参照)【ページ:20】
8. 事故発生時の対応方法について(契約書第7条参照)【ページ:20】
9. 秘密の保持について(契約書第8条参照)【ページ:20】
10. 個人情報の保護について(契約書第8条参照)【ページ:21】
11. サービスの利用に対する留意事項(契約書第9条参照)【ページ:22】
12. 損害賠償について(契約書第10条、第11条参照)【ページ:23】
13. 身体拘束について(契約書第7条参照)【ページ:23】
14. 看取り介護について【ページ:23】
15. 非常災害時対策について【ページ:24】
16. 衛生管理等について【ページ:24】
17. 入院時の居室の使用について【ページ:24】
18. 施設を退所していただく場合(契約書第14から18条参照)【ページ:25】
19. 残置物の引取について(契約書第22条参照)【ページ:27】
20. 苦情の受付について(契約書第24条参照)【ページ:28】
21. 契約締結からサービス提供までの流れ【ページ:28】

令和8年月日

1. 経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人 三慶会
(2)法人所在地 岡山県岡山市北区今保 862-3
(3)電話番号 086-241-5544
(4)代表者氏名 理事長 岸本 三七吉
(5)設立年月日 平成 16 年 6 月 1 日

2. ご利用施設

- (1)施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成 23 年 10 月 1 日指定 岡山県 3370401253 号
- (2)施設の目的 この施設は、身体上又は精神上障害があるために常時の介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。また介護保険法に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、ご契約者個々に必要な介護福祉施設サービスを提供します。
- (3)施設の名称 特別養護老人ホーム ひび喜楽園
- (4)施設の所在地 岡山県玉野市渋川 1 丁目 14-13
- (5)電話番号 0863-81-1010
- (6)当施設の運営方針 介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、ご契約者一人一人の意思及び人格を尊重し、ご契約者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご契約者が相互に社会関係を築き、自立した日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期します。また、地域や家族との結びつきを重視した運営を行います。
- (7)開設年月日 平成 23 年 10 月 1 日
- (8) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。 ※午後 6 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分まではガイドランス (留守番電話)での対応となります。

- (9)入居定員 ユニット型個室:60 人
(2F 因幡 10 名、伯耆 10 名、3F 備前 10 名、備中 10 名、4F 美作 10 名、備後 10 名)

3. 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	60室	ユニット型個室(60名)
共同生活室	6室	
浴室	8室	介護浴室(6ヶ所)・特殊浴室(2ヶ所)
脱衣室	8室	
医務室	1室	(2F)
送迎車	3台	

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況等により事業者の判断において、居室を変更する場合がありますので、ご了承ください。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	現員	指定基準
施設長(管理者)	1名	1名
医師	嘱託	必要数
介護支援専門員	1名	1名
生活相談員	1名	1名
介護職員	32名	21名以上
機能訓練指導員	2名	1名
看護職員	6名	3名以上
管理栄養士	2名	1名
事務員	1名	

※職員の員数については、短期入所生活介護事業との合計数。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金(契約書第3条・第4条参照)

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1)当施設が提供する基準介護サービス(契約書第3条参照)

居室代・食事代を除く以下のサービスについては、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に対し7割から9割の範囲で介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

- ・個室(トイレ・洗面台完備)となっております。

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の栄養マネジメントにより、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食]7:30～ 昼食]12:00～ 夕食]17:30～

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上(入浴できない方は全身清拭)行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・24時間連絡体制を整備しています。
- ・終末期については、ご本人及びご家族の意思に沿って対応します。
- ・年一回の胸部レントゲン検査を行いません。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、また適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第3条参照)

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)下記の料金は、介護保険給付時の1割負担の料金です。

(日額)

ご契約者の要介護度と サービス利用料金	要介護1 670円	要介護2 740円	要介護3 815円	要介護4 886円	要介護5 955円
------------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

その他の加算(全員または個別)については、「別紙:料金表」の通りです。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆介護保険を利用し、自己負担額の合計の額が、同じ月に一定の上限を超えたとき、申請をすると「高額介護サービス費」として払い戻されます。(償還払い)

☆玉野市社会福祉法人等利用者負担減免制度実施要綱(以下「要綱」という)の規定による確認証の交付を受けた者に係る利用料の額は、要綱第3条第2項の規定を適用した後の額とします。

(2) ご契約者が全額負担のサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①当施設の居住費及び食費

(日額)

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担 段階1	820 円	300 円
市 町 村 民	老齢福祉年金受給者			
税 非 課 税 世 帯 全 員 が	課税年金収入額と合計所得金額 預貯金等の資産の額により異なる	利用者負担 段階2	820 円	390 円
		利用者負担 段階3	1,370 円	650 円 1,360 円
上記以外の方(基準)		利用者負担 段階4	2,066 円	1,600 円

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ 世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費・食費の負担が軽減されます。

☆ 減額の適用を受けたい方は、事前に市町村に申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けて下さい。

☆ 食費内訳(食材料費と調理費を含む)

朝食 395 円 昼食 525 円 夕食 525 円 (おやつ 50 円)

※食費は実食計算となります。

※おやつについては、ご契約者の希望により提供の有無を選択することができます。

②特別な食事等(おやつ代・ジュース代・お酒等を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します(利用料金:要した費用の実費)。

③理髪・美容料

ご希望があれば1ヶ月に一度、訪問散髪サービスをご利用して頂くことが出来ます。

hair design hakka カット:1,480 円 カラー:4,200 円 パーマ:4,200 円～

④健康診断・予防接種・血液検査

入居時には、心身の状態把握の為に速やかに健康診断を受けて頂きます。
また、年に1度予防接種及び胸部レントゲンを実施します。血液検査については、健康状態・身体状態の変化が見られる場合、随時血液検査を実施します。

医療機関が定めた額

⑤入院・通院費

医療保険制度による自己負担分

⑥貴重品の管理

○お預かりするもの

・医療・介護に係わる証明書及び保険証につき原則としてお預かりしませんが、ご契約者の希望により管理致します。

・その他の貴重品(現金も含め)は管理しかねますのでご了承下さい。

○保管責任者:施設長

⑦レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション等に参加して頂くことが出来ます。

利用料金:材料代等の実費

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担していただくことが適当であるものに係る費用をご負担願います。

但し、おむつ代は介護保険給付対象となっています。ご負担の必要はありませんが、外出・外泊・入院時に持ち出される場合は実費をご負担願います。

⑨電気製品の使用料

個人的に利用される電気製品を持ち込んで使用される場合の使用料金をご負担願います。 <例> テレビ、電気毛布、ラジオ等

使用料金:50円(電気製品1台につき日額)

※ 持込み及び引取りに際しては、届出書をご提出願います。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、(2)の額を状況に応じて相当な額に変更することができます。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごと(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)に計算し、ご利用月の翌月10日以降にご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(金融機関口座からの自動引き落としでのお支払いにご協力ください。)

①金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関

・ゆうちょ銀行・おかやま信用金庫

(ゆうちょ銀行はご請求月の20日、おかやま信用金庫はご請求月の15日に引落とし致します。但し、土・日・祝祭日などの場合は、後の銀行営業日とします。)

・その他の金融機関

(上記以外の銀行につき、ご利用月の翌々月10日に引落となります)

(※振替手数料は施設にて負担いたします。)

②下記指定口座への振り込み (ご請求月の末日までにお振り込み下さい。)

・おかやま信用金庫 和田支店 普通預金 1100786

口座名: シャカイフクシホウジン サンケイカイ 社会福祉法人 三慶会

特別養護老人ホーム ひび喜楽園

理事長 岸本三七吉

(※振込手数料をご負担願います。)

原則、上記、①又は②での方法で利用料金の支払いをお願い致します。

(現金での取り扱いに伴うリスクを軽減する為ですのでご理解ください)

特段な事情がある場合は現金での支払いの相談をお受けいたしますので、下記内容を確認ください。

窓口(施設)での現金支払について

(ご請求月の末日までにお支払下さい。)

※注意事項 窓口での受け付けは、9時から17時までとします。

また土曜日・日曜日の受付は行なっておりません

※釣銭が無いようご準備をお願い致します。

(現金での取り扱いに伴うリスクを軽減する為ですのでご理解ください)

※領収書の発行は、①・②の場合はご入金を確認した翌月10日過ぎに郵送させていただきます。また、窓口での現金支払いの場合は、窓口にて発行を致します。

(4)入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 五聖会 児島聖康病院
所在地	倉敷市児島下の町 1-1-16
診療科	一般内科・消化器科・循環器内科 等

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 プライムケア岡山
所在地	岡山市南区植松 523-4

協力病院以外に受診する場合、緊急時以外の搬送、付添等の援助はご家族の対応となりますので、宜しくお願い致します。

6. 事業者及び従業員の義務(契約書第7条参照)

- (1)サービスの提供において、ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2)ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- (3)ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- (4)ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧できるものとし、複写物を交付します。

7. 緊急時の対応方法について(契約書第7条参照)

ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

囑託医	病院名	医療法人社団 五聖会 児島聖康病院		
	所在地	倉敷市児島下の町 1-1-16		
	囑託医氏名	山崎 泰源		
	連絡先	086-472-7557		

緊急 連絡先 (家族)	①	氏名	(続柄:)		
		連絡先		携帯	
	②	氏名	(続柄:)		
		連絡先		携帯	

8. 事故発生時の対応方法について(契約書第7条参照)

ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに備前県民局、市町村、ご契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 秘密の保持について(契約書第8条参照)

ご契約者及びその家族に関する秘密の保持について、事業者は、ご契約者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。また、事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービス提供をする上で知り得たご契約者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続し、事業者は、従業者に、業務上知り得たご契約者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

10. 個人情報の保護について(契約書第8条参照)

個人情報の保護については、法人の運営する各事業が提供するサービスが適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、各事業所責任者のもとに保管するとともに、下記の利用目的に沿った利用を行うものとし、個人情報を利用することに同意して頂きます。同意については、本書面をもって充てます。但し、下記の利用目的の第3項「事例研究及び広報物に伴う利用目的」に同意できない場合は、次の「個人情報の利用停止申請欄」へご記入、又は別途「個人情報の利用停止申請書」へご記入し申請してください。利用をいたしません。なお、下記以外の利用目的で情報を利用する場合には、事前にご契約者又はご家族に同意を得た上で実施いたします。

(1) 当施設内での利用目的

- 1) 当施設がご契約者に提供する介護サービス
- 2) 介護保険請求等に係る業務
- 3) 介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務等
 - ◎ 入退居等の管理
 - ◎ 会計・経理
 - ◎ 事故等の報告
 - ◎ ご契約者の介護サービスの向上
 - ◎ 施設の管理運営業務に必要な場合
 - ◎ 介護サービスや業務の維持・改善等の資料作成
 - ◎ 当施設が行う実習生・ボランティア等の受入れ
 - ◎ 事故防止のための各居室の表札使用

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- 1) 当施設がご契約者等に提供する介護サービス
 - ◎ ご契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答等
 - ◎ その他の業務委託
 - ◎ ご契約者の診療等にあたり、外部の医師の助言・指示を求める場合
 - ◎ ご家族等への心身の状況説明
- 2) 介護保険事務
 - ◎ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ◎ 審査支払い機関又は保険者からの照会の回答
- 3) 損害賠償等に係る保険会社への相談又は届出等
- 4) 当施設の管理運営業務に対する内外部監査機関への情報提供等
- 5) 施設の管理運営業務に必要な場合

(3) 事例研究及び広報物に伴う利用目的

- 1) 社内外研修や事例研究
- 2) 当施設が発行する広報誌による氏名・生年月日・写真等の掲載
- 3) 当施設内での氏名・生年月日・写真等の掲示

個人情報の使用停止申請

申請者 _____ 印
(続柄 _____)

社会福祉法人三慶会個人情報保護規程に基づき、以下のとおり個人情報の利用停止を申請します。

(注) 該当する項目に○をつけて下さい。

	社内外研修や事例研究に関する利用停止
	当施設が発行する広報誌による氏名・生年月日・写真等の掲載等への利用停止
	当施設内での氏名・生年月日・写真等の掲示等への利用停止
	その他(_____)

11. サービスの利用に対する留意事項(契約書第9条参照)

当施設のご利用にあたって、施設を利用されている方の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ① 入居にあたり、火気類、刃物類等の危険物、ペットの持込みはご遠慮下さい。
- ② 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ③ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 施設の職員や他の利用されている方に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

敷地内での喫煙はできません

(3) 面会

※現在、感染対策中に伴い、制限を設けています。

面会時間 13:30～15:30 (それ以外の時間をご相談下さい。)

※面会される方は、必ずその都度、面会者カードにご記入下さい。

(4) 外出・外泊(契約書第22条参照)

※現在、コロナ感染対策中に伴い、制限を設けています。

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

※外泊・外出届をご提出下さい。

※外泊・外出時のおむつ類はご用意できます。

(5) 食事の欠食について

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

12. 損害賠償について(契約書第 10 条、第 11 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害に対して損害保険会社の査定範囲内による賠償をいたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

※損害保険会社:あいおいニッセイ同和損保

13. 身体拘束について(契約書第 7 条参照)

(1)施設は、原則としてご契約者に対して身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、自傷・他害等のおそれがある場合など、ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、以下の要件に該当する場合にはこの限りではない。

- ①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、ご契約者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- ②非代替性……身体拘束以外に、ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- ③一時性……ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除します。

(2)施設は前項の身体拘束を行なう場合には、次の手続きにより行う。

- ①身体拘束・虐待防止委員会にて検討する。
- ②「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる内容、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- ③利用者又は家族に説明・同意を得る。
- ④早期解除に向けて検討し、その他の方法がなかったか改善方法を検討する。

14. 看取り介護について

「特別養護老人ホーム ひび喜楽園 看取りに関する指針」に基づく看取り介護を行います。ご契約者が医師の診断による終末期を迎えられた時、ご契約者本人及びご家族が施設でのターミナルケアを希望した場合に限り、ご契約者の遺志と尊厳を守る介護を実施します。

15. 非常災害時対策について

非常災害時については、別途定める当施設の消防計画に従い対応いたします。

防災設備については、消火器、消火栓、全館スプリンクラー、火災報知器、非常用放送設備、非常用自家発電施設などが備わっております。また、非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備しています。

防災訓練については、消防機関との連絡を密にして、避難救出及び消火に関する訓練を適宜実施しています。

16. 衛生管理等について

サービスを提供する施設、食器その他の設備又は飲用に使用する水について、衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17. 入院時の居室の使用について

ご契約者がサービス利用期間中に入院した場合、居室を入院期間中に短期入所生活介護事業を目的に下記の条件の基、使用させて頂くことがあります。

- (1) ご契約者及びその家族の同意をいただいてから居室を使用いたします。
- (2) ご契約者の退院日が決定された時点で、ご契約者は従来通り居室を使用できるものとする。
- (3) 短期入所生活介護事業の為、居室を使用する際のご契約者の荷物管理は、施設が責任を持って行います。

18. 施設を退居していただく場合(契約書第 14 から 18 条参照)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第 14 条参照)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合(2) 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合(3) 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合(4) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合(5) ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)(6) 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。) |
|---|

(1)ご契約者からの退居の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第 14・15 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所希望する日の 30 日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2)事業者からの申し出により退居していただく場合(契約解除)(契約書第 16 条参照)以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、第 5 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが請求月の末日から起算して 1 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合。(又は、傷つける恐れがある場合)また、契約者が著しい不信行為等を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 集団生活に支障となる言動、行動等が頻繁に見られた場合
- ⑤ 契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設又は介護医療院に入院した場合
- ⑦ その他、事業者側と契約者側の考え方の相違から利用継続が難しいと判断した場合

→*ご契約者が病院等に入院された場合の対応について*(契約書第 18 条参照)当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 か月につき 6 日以内(連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設にする入居ことができます。但し、入院期間中であっても、所定の居住費及び利用料金をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に事業所の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、所定の居住費及び利用料金をご負担いただきます。また、3 ヶ月以内に退院が見込まれた場合でも、ご契約者の心身の状況により入居をお断りする場合があります。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

<入院期間中の利用料金>

入院期間中の利用料金については、所定の居住費及び介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。

なお、ご契約者が利用していた居室を短期入所生活介護事業に活用する場合には、所定の居住費及び利用料金をご負担いただく必要はありません。また、必要な場合には、おむつは実費にて用意いたします。

(3)円滑な退居のための援助(契約書第17条参照)

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として(介護保険から給付される費用の一部)ご負担いただきます。

19. 残置物の引取について(契約書第22条参照)

本契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引越しにかかる費用については、ご契約者又は身元引受人ご負担いただきます。

20. 苦情の受付について(契約書第24条参照)

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 担当者 副施設長 大森 道子
生活相談員 岡本 信恵

電話番号 0863-81-1010 受付時間 8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2)行政機関その他苦情受付機関

玉野市役所 長寿介護課	所在地 岡山県玉野市宇野 1-27-1 電話番号 0863-32-5534 受付時間 8:30～17:00
岡山市役所 介護保険課	所在地 岡山県岡山市北区大供 1-1-1 電話番号 086-803-1240 受付時間 8:30～17:00
倉敷市役所 介護保険課	所在地 岡山県倉敷市西中新田 640 電話番号 086-426-3343 受付時間 8:30～17:00
岡山県国民健康保険 団体連合会	所在地 岡山県岡山市北区桑田町 17-5 電話番号 086-223-8811 受付時間 8:30～17:00

(3)苦情処理を行う為の処理体制・手順

- 1.受付者より、住所、氏名、電話番号、内容の報告を受ける。
- 2.相談又は苦情窓口担当者は、ご契約者・代理人宅へ連絡し、状況を明確にする。
- 3.場合により、ご契約者・代理人宅へ訪問し、詳細に状況を分析し、明確なものとする。
- 4.相談又は苦情窓口担当者は、必要であると判断した場合は、関係者を含めた苦情対応委員会又は第三者委員会を開催し記録する。
- 5.苦情対応委員会を行わない場合には、必ず責任者まで処理結果を報告するとともに、記録を残して、再発防止に心がける。
- 6.検討は早急に対応し、対応結果は翌日までには具体化し、ご契約者・代理人にも納得していただけるよう心がける。
- 7.発生した内容においては全て記録を残し、再発を防ぐ。

21. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者が楽しく充実した生活が送れるよう次のとおり各計画書を作成します。各計画について、ご契約者及びご家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。また、変更された場合には、ご契約者またはご家族に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(1) 施設サービス計画(ケアプラン)(契約書第2条参照)

ご契約者がよりその人らしい生活を送るために必要な生活ケアの具体的な方法や方針をご契約者やご家族の要望も聴取し計画いたします。

施設サービス計画は、要介護認定有効期間に沿って半年に1回、もしくはご契約者の状態の変化やご契約者及びご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者及びご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

当施設の介護支援専門員(ケアマネジャー)に施設サービス計画の作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

(2) 個別機能訓練計画(個別機能訓練加算を算定している場合)

ご契約者の心身機能を維持または向上して頂くため、機能訓練内容を計画いたします。

個別機能訓練計画は、施設サービス計画に基づき、3ヶ月ごとに専門職による再評価で内容を見直しています。

当施設の機能訓練指導員に個別機能訓練計画の作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

(3) 栄養ケア計画(栄養マネジメント加算を算定している場合)

ご契約者の健康な状態を維持していくため、栄養状態の度合を判定し、嗜好等を踏まえ、栄養補給や栄養管理を計画いたします。

栄養ケア計画は、施設サービス計画に基づき、3ヶ月ごとに専門職による再評価で内容を見直しています。また、食事量が少ない方や、食事形態に変更があり3ヶ月ごとの見直しでは期間が長すぎる方には、1ヶ月または2週間で内容を見直しています。

当施設の管理栄養士に栄養ケア計画の作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

令和 8年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者の介護支援専門員 大森道子・又は岡本信恵から契約書・重要事項の説明を受けたことを確認し、指定介護老人福祉施設サービスの提供を受けることに同意します。

又、以上の契約の証として本契約書を 2 通作成し、サービス契約者、事業者は記名押印の上、各自その 1 通を保有します。

事業者	住 所	岡山県玉野市渋川 1 丁目 14-13	
	法 人 名	社 会 福 祉 法 人 三 慶 会	
	代表者氏名	理 事 長 岸 本 三 七 吉	
	事業所名	特別養護老人ホーム ひび喜楽園	
	事業者番号	岡山県指定 第 3370401253 号	
	電話番号	(0 8 6 3) 8 1 - 1 0 1 0	
	F A X	(0 8 6 3) 8 1 - 1 0 1 2	
	事業所代表者	施 設 長 深 井 基 次	印

サービス契約者	氏 名	_____	印
	住 所	_____	
	電 話 番 号	_____	

家族 (身元引受人) (身元保証人)	氏 名	_____	印
	住 所	_____	
	電 話 番 号	_____	
	契約者との関係	_____	

連帯保証人	氏 名	_____	印
	住 所	_____	
	電 話 番 号	_____	
	契約者との関係	_____	

連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の保証極度額は金 100 万円とします。

個人情報に関する同意書

特別養護老人ホームひび喜楽園及びサービス従業者が業務上知り得た、サービス契約者並びに身元引受人及び連帯保証人の個人情報を医療上必要がある、もしくは他事業所との連携をはかるなど正当な理由がある場合には、医療機関、介護保険指定事業所等にその情報を用いること、又、必要な情報を収集し、サービス計画に関する個人情報を必要最小限の範囲で使用することに同意します。

令和 8 年 月 日

サービス契約者: _____ 印

家族(身元引受人): _____ 印